

計画作成年度	令和3年度
計画主体	八幡浜市

八幡浜市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八幡浜市産業建設部農林課
所在地 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
電話番号 0894-22-3111
FAX番号 0894-24-6180
メールアドレス norin@city.yawatahama.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	八幡浜市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹	被害金額 12,060千円
		被害面積 6.7ha
ニホンジカ	植林	被害金額 ー千円
		被害面積 ー千円
タヌキ ハクビシン	果樹	被害金額 6,030千円
		被害面積 3.35ha
カラス	果樹	被害金額 90千円
		被害面積 0.1ha
ヒヨドリ	果樹	被害金額 3,420千円
		被害面積 3.8ha

(2) 被害の傾向

八幡浜市での目視による被害はイノシシが最も多く、タヌキ、ハクビシン、カラス、ヒヨドリが挙げられる。被害は市内全域で見られ、特に柑橘農家に与えるダメージは大きく、収穫期の果実の食害はもとより、枝の折損をはじめ、段々畑の石垣の崩壊までと幅広い。特にイノシシは、枝の折損等といった園地の被害が大きく、後年の収穫量にも影響を及ぼす状況であり、他の鳥獣に関しても年間を通して被害が発生している状態である。そのため、農業者の営農意欲の低下が懸念されると考えられる。また、ニホンジカも市内数カ所において目撃情報があり現状では被害報告はないものの、今後は増加するものと予想される。

被害の軽減に向けて猟友会による有害鳥獣捕獲を講じているところであるが、現状としては横ばいで推移している。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	イノシシ	12,060千円	10,870千円
	ニホンジカ	—	—
	タヌキ ハクビシン	6,030千円	5,420千円
	カラス	90千円	81千円
	ヒヨドリ	3,420千円	3,080千円
	合 計	21,600千円	19,451千円
被害面積	イノシシ	6.7ha	6.1
	ニホンジカ	—	—
	タヌキ ハクビシン	3.35ha	3.1
	カラス	0.1ha	0.1
	ヒヨドリ	3.8ha	3.5
	合 計	13.95ha	12.8ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施地区 八幡浜市全域 平成30年度有害鳥獣捕獲事業 イノシシ 672頭・カラス 24羽 （県1,514千円 市5,218千円） 令和元年度有害鳥獣捕獲事業 イノシシ 693頭・ニホンジカ 2頭 カラス 24羽 （県1,903千円 市5,059千円） 令和2年度有害鳥獣捕獲事業 イノシシ 900頭・ニホンジカ 8頭 カラス 20羽 （県2,390千円 市6,710千円）</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（市単） 実施地区 八幡浜市全域 平成30年度有害鳥獣捕獲事業 タヌキ 551頭・ハクビシン 220頭 事業費 2,313千円 ※事業対象ではないが、有害捕獲として ヒヨドリ 38羽を捕獲 令和元年度有害鳥獣捕獲事業 タヌキ 546頭・ハクビシン 236頭 事業費 2,346千円 ※事業対象ではないが、有害捕獲として ヒヨドリ 8羽を捕獲 令和2年度有害鳥獣捕獲事業 タヌキ 646頭・ハクビシン 367頭 事業費 3,039千円 ※事業対象ではないが、有害捕獲として ヒヨドリ 27羽を捕獲</p> <p>○鳥獣被害防止総合対策事業（国補） 平成30年度 総事業費1,965千円（国770千円、県34千円、市1,161千円） ・狩猟免許取得講習会費助成 受講者10名 事業費80千円 ・イノシシ等捕獲檻32基 事業費1,460千円 ・センサーカメラ等修繕 事業費40千円 ・新規の猟銃免許取得補助153千円 ・狩猟免許更新等経費補助232千円 令和元年度 総事業費2,093千円（国634千円、県3千円、市1,456千円） ・狩猟免許取得講習会費助成 受講者10名 事業費80千円 ・イノシシ等捕獲檻30基 事業費1,188千円 ・センサーカメラ電池代金 事業費6千円 ・新規の猟銃免許取得補助560千円</p>	<p>これまで地元猟友会の協力により有害鳥獣捕獲事業を実施してきたが、農業者自らがわな猟免許を取得し、被害防止に努めている。銃猟免許取得及び更新並びにわな猟免許の更新等支援を続けていくとともに、銃猟免許所持者の減少が著しいため、新規の確保に向けた取組みを推進していく必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許更新等経費補助259千円 <p>令和2年度 総事業費2,577千円（国906千円、県5千円、市1,666千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得講習会費助成 受講者6名 事業費36千円 ・ イノシシ等捕獲檻49基 事業費1,777千円 ・ センサーカメラ修繕等 事業費35千円 ・ 新規の猟銃免許取得補助279千円 ・ 狩猟免許更新等経費補助450千円 	
<p>防護 柵の 設置 等に 関す る取 組</p>	<p>○鳥獣害防止施設整備事業</p> <p>平成30年度 (県補助：1/3 市補助1/10) 事業実施主体 西宇和農業協同組合 実施地区 八幡浜市全域 総事業費 5,182千円 事業内容 鉄筋柵 10,298m 電気柵 6,500m</p> <p>令和元年度 (県補助：1/3 市補助1/10) 事業実施主体 西宇和農業協同組合 実施地区 八幡浜市全域 総事業費 10,729千円 事業内容 鉄筋柵 21,246m 電気柵 8,500m</p> <p>令和2年度 (県補助：1/3 市補助1/10) 事業実施主体 西宇和農業協同組合 実施地区 八幡浜市全域 総事業費 4,309千円 事業内容 鉄筋柵 6,800m 電気柵 6,250m</p>	<p>県補助事業や基金事業の実施により電気柵、鉄筋柵が導入され、防護対策は進んでいるが、これまでは農地一筆単位の小規模な導入が中心であり、集落全体の被害低減を見据えた、広域的な対策には取り組めていない。今後は、集落単位等、周辺の農地も視野に入れた広域的な防護柵の設置を進めていく必要がある。</p>
<p>生息 環境 管理 その 他の 取組</p>	<p>○生息実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人へ業務委託 ・ 市内山間部4箇所定点カメラを設置し生息状況を把握する <p>平成30年度 (市単10/10) ・ 事業費99,360円</p> <p>令和元年度 (市単10/10) ・ 事業費101,200円</p> <p>令和2年度 (市単10/10) ・ 事業費99,990円</p>	<p>山間部にセンサーカメラを設置し、イノシシ、ニホンジカ等の生息状況の調査を行い、その状況を市及び八幡浜市鳥獣被害防止対策協議会総会等で報告し、情報を関係者と共有する。特にニホンジカの増加が懸念されることから今後も調査を続行していく。</p>

(5) 今後の取組方針

イノシシの捕獲頭数は年々増加しており、捕獲に対する助成が効果を上げているものと思われる。今後も従来行ってきた捕獲に対する助成を継続するとともに、防護柵の整備についても国・県の制度を活用し効果的な整備に努めていく。また、捕獲体制の推進については、狩猟免許初心者事前講習の他に銃猟免許の新規取得や更新に対する助成をしており、銃猟免許取得者の人数の維持や新規確保に向けて捕獲体制の更なる強化を図っていく。

中山間地における耕作放棄地については、有害鳥獣の隠れ場所となることから、有害鳥獣を近づけない環境づくりを進めていくためにも、住民に対し広報等を活用し正しい知識と対処方法の普及を積極的に行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年度に鳥獣被害対策実施隊を結成しているが、銃の所持者がいないため、捕獲については八幡浜猟友会に委託している。現状は猟友会を中心とした捕獲体制が有効に機能しており、当面は猟友会を中心とした捕獲体制の維持に努めていくこととする。将来的には捕獲の中心的担い手を猟友会から実施隊に移行できるよう必要な措置を検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 }	イノシシ ニホンジカ タヌキ	・ 八幡浜市鳥獣被害防止対策協議会との連携 ・ 捕獲に要する機材の貸し出し ・ 国、県の補助事業の有効活用 ・ 狩猟免許新規取得と更新の推進
令和6年度	ハクビシン カラス ヒヨドリ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
愛媛県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第5次愛媛県イノシシ適正管理計画、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画を踏まえ、適正な捕獲の実施を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
ニホンジカ	15頭	15頭	15頭
タヌキ	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	300頭	300頭	300頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段 足くくりわな、箱わな、銃器による共同捕獲及び予察捕獲を実施 狩猟の推進 ・実施時期 目撃・被害情報に応じて被害状況調査を行い実施 ・実施予定場所 八幡浜市全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン	侵入防止柵等 20km	侵入防止柵等 20km	侵入防止柵等 20km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン	関係機関と連携し、 適正管理を指導する	関係機関と連携し、 適正管理を指導する	関係機関と連携し、 適正管理を指導する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 と 令和6年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害現場を確認し、被害原因の追究 ・ 鳥獣被害対策研修会の開催 ・ 耕作放棄地の増加を食い止めるための環境整備

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八幡浜市農林課	被害の実態把握
八幡浜警察署	被害の実態把握・捕獲実施における事故防止指導 安全対策の協力
八幡浜猟友会	被害の実態把握・捕獲補助・捕獲指導
八幡浜消防署	安全対策の協力・無線にて注意喚起放送

(2) 緊急時の連絡体制

八幡浜警察署又は八幡浜市が主体となり関係機関に連絡を行う。しかし、第一報が他の機関にあった場合でも直ちに連絡をもらい、実態把握をし、関係機関に連絡を行う。
※連絡体制フロー図は最終ページに添付

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場埋設・焼却処分・自家消費

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	八幡浜市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
八幡浜市	事務総括、鳥獣被害の実態把握、現地調査
八幡浜市農業委員会	鳥獣被害の実態把握、現地調査
西宇和農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査、生産者に対する指導
八幡浜猟友会	捕獲補助、捕獲指導、農業従事者による狩猟免許取得の奨励
八幡浜警察署	捕獲実施における事故防止指導、安全対策の協力
八西森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局地域農業育成室	農業被害防止対策の技術指導
学識経験者	鳥獣に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局森林林業課	オブザーバーとして適正な捕獲指導、被害防止の技術指導を行う。また、狩猟免許取得等に関する指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年3月に設置（実施隊の構成員：市職員6名により構成）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者個人の自衛意識が少しずつではあるが向上している。しかし、個人での自衛には限界があるため広報での啓発や自治会等を通じて座談会等を開催することで、集落単位での防護意識の普及啓発に努める。

また、関係機関、近隣市町との連絡をさらに密に取り合いながら、広域的な防護対策を検討し被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の防止対策にあたって、農業者を始め一般市民の協力・理解が必要不可欠なことから、広報等を通して有害鳥獣捕獲についての周知を行う。